

議案第 31 号

伊賀市駐車場条例の一部改正について

伊賀市駐車場条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 29 年 2 月 13 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市駐車場条例の一部を改正する条例

伊賀市駐車場条例（平成 16 年伊賀市条例第 211 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

区分	名称	位置
1	市営市庁舎駐車場	伊賀市上野丸之内 116 番地
2	市営白鳳門駐車場	伊賀市上野丸之内 62 番地 5
3	市営上野公園第 1 駐車場	伊賀市上野丸之内 117 番地 13
4	市営上野公園第 2 駐車場	伊賀市上野丸之内 116 番地
5	市営だんじり会館駐車場	伊賀市上野丸之内 138 番地 1
6	市営城北駐車場	伊賀市平野見能 330 番地 6
7	市営伊賀上野駅駐車場	伊賀市三田 986 番地 1
8	市営新堂駅駐車場	伊賀市新堂 220 番地 15
9	市営柘植駅駐車場	伊賀市柘植町 2700 番地 2
10	市営島ヶ原駐車場	伊賀市島ヶ原 5771 番地 2
11	市営佐那具駅駐車場	伊賀市外山 203 番地 8

第 5 条第 1 項第 1 号の表を次のように改める。

区分	名称	供用日	供用時間
1	市営市庁舎駐車場	伊賀市の休日を定める条	午前 8 時～午後 5 時

		例（平成 16 年伊賀市条例第 2 号）第 1 条第 1 項各号に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）	
2	市営白鳳門駐車場	市の休日	午前 8 時～午後 5 時
3	市営上野公園第 1 駐車場	毎日	午前 8 時～午後 5 時
4	市営上野公園第 2 駐車場	毎日	午前 8 時～午後 5 時
5	市営だんじり会館駐車場	毎日	午前 8 時～午後 5 時
6	市営城北駐車場	市の休日	午前 8 時～午後 5 時
7	市営伊賀上野駅駐車場	毎日	午前 5 時～午後 5 時
8	市営新堂駅駐車場	毎日	午前 7 時～午後 5 時
9	市営柘植駅駐車場	毎日	午前 7 時～午後 5 時
10	市営島ヶ原駐車場	毎日	午前 7 時～午後 5 時
11	市営佐那具駅駐車場	毎日	午前 7 時～午後 5 時

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市の休日以外の日には伊賀市役所に来庁する者が市営上野公園第 2 駐車場を利用した場合の料金は、無料とする。

別表 1 市営市庁舎・白鳳門・上野公園・だんじり会館・城北・伊賀上野駅駐車場を次のように改める。

- 1 市営市庁舎・白鳳門・上野公園第 1 ・上野公園第 2 ・だんじり会館・城北・伊賀上野駅駐車場

種別区分	単位	金額
道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「省令」という。)第 2 条に規定する普通自動車のうち全長 5 m 以上のもの	1 回	1,000 円
省令第 2 条に規定する普通自動車のうち全長 5 m 未満のもの (以下「普通自動車」という。)	1 回	500 円

省令第2条に規定する小型自動車のうち二輪自動車(側車付二輪自動車を除く。)でないもの(以下「小型自動車」という。)		
省令第2条に規定する軽自動車のうち二輪自動車(側車付二輪自動車を除く。)でないもの(以下「軽自動車」という。)		
省令第2条に規定する小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車(側車付二輪自動車を除く。)であるもの並びに道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第3項に規定する原動機付自転車(以下「二輪車」という。)	1回	200円

別表3市営島ヶ原駐車場1日駐車の一部自転車の項中「自転車」を「道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車(以下「自転車」という。)」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

